

令和6年5月30日

みんなで湧別の明日を考える会

勝本 芳孝 様

宮澤 道 様

平野 寿雄 様

湧別町長 刈田 智之

新庁舎建設に関する要望書について（回答）

令和6年4月15日付けでご提出のありました標記の要望書について、下記のとおりご回答いたします。

#### 記

皆さまもご承知のことと思いますが、本町は分村して100年目の平成21年10月5日に上湧別町と湧別町の2町が合併し、誕生した町であります。

合併時の役場庁舎の方式は、上湧別庁舎を本庁舎、湧別庁舎を総合支所とする本庁・総合支所方式としてスタートしたところでありました。その後、退職等による職員の減少に伴い効率的、機能的な運用が難しくなってきたことから、平成28年4月から分庁舎方式に変更し、現在に至ります。

この分庁舎方式を採用するに当たり、将来的な庁舎の在り方は本庁・支所方式が望ましく、分庁舎方式はその過程であり、合併10年をめどに庁舎の集約化に取り組むこととしておりました。その後、合併10年目に当たる令和元年に役場職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、懸案でありました庁舎集約化の協議を進展させる予定でありましたが、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、役場庁舎においては執務室での感染拡大を防ぐため、集約とは反対の分散をしなければならない状況となり、庁舎集約化の協議を進展させることができませんでした。

令和3年11月に私が町長に就任した後、町民の利便性の向上、行政の効率化及び防災対策の充実を図るため、また庁舎集約化には欠かせない財源である合併推進債の借入期限が令和6年度に迫ってきたことなどから、令和4年度中に町としての方向性を示すことが私の責務と考え、庁舎集約化に係る基本構想の策定作業に取り組んだところでありました。

庁舎の集約化は、町内全体に及ぼす大きな施策でありますので、庁舎等検討委員会

を設置しご審議いただき、令和5年1月30日に委員会より答申を受け、最終内部協議を行い、庁舎等検討委員会の思い、考え方を尊重し、令和5年3月末に「湧別町庁舎等集約化基本構想（案）」を策定したところであります。

その後、自治基本条例に基づき町民説明会の開催、パブリックコメントにより意見の募集を行ったところであります。あわせて、まちづくり懇談会においても庁舎等検討委員会の協議状況の説明をさせていただきました。また、広報、ホームページ等でも情報の提供を行ってきたところであります。

提出された答申の内容であります。庁舎方式を本庁・支所方式とし、業務及び職員を集約する。庁舎集約化の方法は本町の中心に位置する中湧別地区に庁舎を新築整備すること。その場合、湧別地区、上湧別地区、芭露地区に窓口業務を担う出張所を設置することが望ましいと明記されておりました。ただし、建設候補地の特定はありませんでしたが、中湧別地区の中湧別小学校用地及び老人憩の家を含む周辺の町有地に建設を望むとの2か所の候補地の意見があり、また、上湧別庁舎を増築改修し、庁舎の集約を図る意見もあったと付記されておりました。

私は、町民の意見を聴取し、政策に反映するために条例を制定し設置した審議会です。庁舎等検討委員会からの答申を受け、その思い、その考え方を尊重し推進することが基本であると考えるとともに、平成30年には北海道胆振東部地震が発生し、北海道全域が長時間にわたるブラックアウト、大規模停電に見舞われました。また、令和4年12月末にも豪雪の影響による停電が発生するなど近年の災害の発生状況を見ますと庁舎の事業継続の必要性、災害対策本部機能の充実が不可欠と考えたところであります。防災拠点、デジタル化、省エネルギーへの対応など庁舎を集約することによって改善され、ひいては町民サービスの向上につながりますし、また公共施設再配置実行計画を進める上においても庁舎の集約化は取り組まなければならない重要な施策であります。

最終的な町の方向性を検討するに当たり、庁舎等検討委員会の答申のとおり、庁舎方式を本庁・支所方式とし、庁舎集約化の方法は本町の中心に位置する中湧別地区に庁舎を新築整備し、湧別地区、上湧別地区、芭露地区に窓口業務を担う出張所を設置することとしたところであります。

また、新庁舎建設候補地の選定に当たっては、庁舎等検討委員会の答申内容をはじめ、用地の確保、地方自治法第4条第2項に定めます事務所の位置を定め、またはこれを変更するに当たっては住民の利用に最も便利であるように交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないとする規定を踏まえ、中湧別小学校用地は広く、用地が十分に確保できると判断したところであります。

さらに、令和7年3月末で閉校となる中湧別小学校を有効活用できないか検討いたし、新築庁舎から移行できる機能の一部を中湧別小学校校舎に移行することにより新築

部分の面積を圧縮して建設費用を削減できるのではと考えました。さらには、公共施設再配置実行計画で解体を計画している社会福祉会館、老人憩の家の機能の一部を併せて整備することが可能と考えたところであります。

このことから、本町の中心である中湧別地区で用地面積、既存施設の有効活用等を総合的に考え、新庁舎の位置を中湧別小学校用地とし、新庁舎を新築し、令和7年3月に閉校予定の中湧別小学校校舎に防災機能の分散配置、保健福祉センターの配置、子育て支援センターの配置、中湧別児童センターの移転、幼児が体験しながら遊べるスペース、湧別高校魅力化のeスポーツスタジオ、公設塾、木工などのサークル活動拠点として閉校後の既存校舎を有効活用することとしたものであります。

私としましても、庁舎等の集約には町民の皆さまも様々なご意見があり、町民説明会、パブリックコメントでのご意見、その他、懇談会等でもご意見をいただいております。将来に負担を残すべきではない、TOM周辺がよい、現在の分庁舎のままでよい、上湧別庁舎を活用すべき、住民投票をすべき、新しい設備があるから検討してはという提言、町の計画案でよいなど様々なご意見があります。これは、町民の皆さまのそれぞれの思いがあり、当然の結果だと思っております。

両町が合併して今年で15年を迎えます。これまでも庁舎の在り方については町議会の一般質問、まちづくり懇談会などでも様々なご質問、ご意見が出されてきました。庁舎集約化に欠かせない財源である合併推進債の借入れ期限が令和6年度末に迫ってきていることなどから、方向性を示さなければならないと思い、令和4年から協議を進めてまいりました。

私は町長選挙の際に「町民が安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現」を基本姿勢とさせていただきました。現在のまま既存庁舎を改修して活用することが費用的には安価な方法であるのかもしれませんが、30年、50年後の町の将来を見据えたときに、新しい場所で若い世代の皆さまに新しい湧別のまちづくりに取り組んでもらうことが合併後の新しい湧別になるための最後の試練だと思い、庁舎等集約化基本構想を策定し、さらに今回の新庁舎建設等基本計画の策定を進めさせていただきました。

集約化を行うにも現庁舎を改修、処分するにも大きな費用が必要です。北海道で唯一、新法で合併した本町だけが活用できる合併推進債の借入れ期限内に行動を起こすことが後世に負担を残さないための手段であり、今行政を預かっている私の責務だと思っております。誰もが安心、安全を実感でき、にぎわいと親しみの持てる複合型防災拠点庁舎となるよう取り進めてまいりたいと考えてございますので、今回、貴会より頂きました「新庁舎建設計画の白紙撤回」についての要望につきましては、現在のところ町として受け入れることは難しいと考えます。

なお、今回の要望に当たり、貴会会員の皆さまが町の将来を思い、考え、真剣に議論を重ねてこられたことに対し敬意を表しますとともに、我が町湧別の将来を思う気

持ちは私も同じでございます。

今後におきましても、行政を預かる立場として、全身全霊をかけて町政推進に取り組んでまいりますとともに、貴会会員の皆さまのご多幸を心よりお祈り申し上げます。